

◇番号：201911

◇研究機関名	東海大学	◇不正の種別	旅費の重複受給による 公的研究費等の目的外使用
◇不正が行われた年度	平成 27 年～30 年度	◇最終報告書提出日	2020 年 3 月 31 日
◇不正に支出された 研究費の額	185,240 円	◇不正に関与した 研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 31 年 4 月 18 日に、文部科学省より出張の旅費交通費の重複受給の疑いに関する告発（匿名）について回付メールが届いた。

【調査に至った経緯等】

予備調査において、調査対象者による出張旅費の重複受給が判明したため、本調査の必要性を認める結果となった。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 3 名、学外委員（研究活動に優れた識見を有する外部有識者、研究活動の不正防止に関して優れた識見を有する外部有識者、弁護士）3 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・ 調査期間
令和元年 6 月 13 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 調査対象
調査対象者が東海大学に着任後（平成 25 年度以降）に執行した全ての経費を対象とした
- ・ 調査方法
調査対象者、出張伝票処理者からのヒアリングと関連書類の確認・評価

◇調査結果

【不正の種別】

外部機関からの出張業務依頼における旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用

【不正の具体的な内容】

- ・ 動機、背景
調査対象者は、ヒアリングにおいて自己の過失と証言し、事実を認めたものの動機を明らかにすることはできなかった
- ・ 手法
非常勤講師としての出張日程が確定した後に、出張先機関からの旅費受給に加え、出張先の教授と共同研究者の関係にあることを利用し、同日付で研究に関わる「出張上申書」を提出し、「科研費」並びに「学事予算」からの旅費を請求するという行為を繰り返した。「科研費」では研究課題についての共同研究・実験、「学事予算」では共同研究の打合せを用務目的としていたが、それらの具体的な実態を確認することはできなかった。また、出張報告書には用務目的を行ったかのような虚偽の記載をしていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	99,580	平成27年度、平成30年度	1人
東海大学学事予算	85,660	平成28年度・平成30年度	1人
計	185,240		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

不正使用により支給された旅費は、用途が明らかでないが調査対象者の個人口座に入金され個人の財産として管理・使用できる状態となっていたうえに、研究目的で使用した事実は認められなかったため、私的流用と判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

〔結論〕

「出張先機関」からの旅費と「科研費」の旅費の重複受給及び「出張先機関」からの旅費と「学事予算」からの旅費の重複受給行為をそれぞれ複数回重ねた行為は、調査対象者の重大な過失によるものと断定した。

〔判断理由〕

調査対象者に対して本件の経緯をヒアリングした際、本人は「通帳の確認は行っていない。自らの確認のミスであり、返還する。」という故意ではないとの認識を示したものの非常勤講師としての出張先からは講義料・実習補助費・旅費が支給されることが事前に本人には説明されていたにもかかわらず同じ日時・場所に「科研費」若しくは「学事予算」を用いて出張申請を行い、「科研費」若しくは「学事予算」を二重に受給し、不正に使用したことは明白であり、しかも複数回に及ぶ常習性が認められることから重大な過失であると判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ① 調査対象者は、東海本学で定める研究倫理教材等に沿った倫理研修を受講し、不正行為を行わないとする本人署名による誓約書を提出していたにもかかわらず、自身の倫理観の欠如と経費執行および重複受給に対する意識の低さがあった。
- ② 東海本学の旅費処理と、出張先機関における旅費処理は、それぞれ独立した処理のため、重複受給について照合することができていなかった。
- ③ 非常勤講師の委嘱上申書の提出はなされているものの、非常勤講師としての出張上申書が全く提出されていなかった。加えて、委嘱上申書に具体的な出講日が明らかになっていなかった。

【再発防止策】

- ① 「出張上申書」「出張報告書」書面内に他機関からの「支払いの有無」欄を設け、教員の経費に対する自己認識の確認と、事務局における他機関からの旅費支給の確認を徹底させる。
- ② 「非常勤講師依頼」「有識者協力依頼」等、外部機関からの出張業務の依頼における勤務・支払い条件と学内業務および予算執行との照会・整合性の確認を徹底して行う。
- ③ 非常勤講師等外部からの出張業務依頼において、勤務・出張日時を明確に提出させ、各勤務・出張日においても「出張上申書」の提出を徹底させ、出張業務の重複が無いよう管理する。
- ④ 旅費計算担当部署が無作為に出張業務内容を監査し、依頼先機関への照合を行なう。このことを教員に周知し記載内容の充実を求める。
- ⑤ 次回の事務業務システム全面的改訂時に、研究者の出張と外部からの委嘱に関連する情報を、関連する部署で、容易にかつ確実に共有できるようにする。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
当該准教授を学校法人東海大学懲戒規程に基づき、令和2年7月1日付けで「出勤停止14日」の懲戒処分を行った。
- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い
科研費における予算執行を令和元年11月14日付で停止した。
- ・本件の公表状況
令和2年4月23日 東海大学ホームページに公表（氏名公表あり）。